

現行条例と改正後の個人情報保護法の主な違い

| 項目 | 主な違い | 現行条例 | | 改正後の個人情報保護法 | |
|-----------------|--|-----------|---|-------------|---|
| 個人情報 | 現行条例では、個人情報の定義が「個人に関する情報」とされ、死者に関する情報も含まれている。改正後の法では「生存する個人に関する情報」と定義され、死者に関する情報は除外された。 | 2条 1号 | (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報とは、 個人に関する情報 であって、次のいずれかに該当するものをいう。 | 2条 1項 | (定義) 第2条 この法律において「個人情報」とは、 生存する個人に関する情報 であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 |
| 個人情報ファイル簿の作成・公表 | 現行条例では、個人情報取扱事務登録簿を作成し閲覧に供することとなっている。改正後の法では、本人の数が千人以上の個人情報ファイルを保有している場合、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない。 | 16条 1項 | (個人情報取扱事務の登録及び閲覧) 第16条 実施機関は、個人情報を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した 個人情報取扱事務登録簿 を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。また、登録した事項を変更、抹消しようとするときも、同様とする。 | 75条 | (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している 個人情報ファイル について、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「 個人情報ファイル簿 」という。)を作成し、公表しなければならない。 |
| 開示請求権 | 現行条例では、死者の個人情報については、遺族に限り開示請求することができるが規定。改正後の法では、個人情報の定義が「生存する個人に関する情報」と規定されたことから、死者の個人情報は遺族本人の個人情報にあたる場合に限り開示請求できる。 | 17条 3項 | (開示請求) 第17条 3 死者の保有個人情報 については、次に掲げる者(以下「 遺族等 」という。)に限り、 開示請求 をすることができる。ただし、第2号に掲げる者にあつては、被相続人である死者から相続により取得した権利義務に関する保有個人情報に限り、開示請求をすることができるものとする。 (1) 当該死者の配偶者及び2親等内の血族 (2) 前号に掲げる者のほか、相続人 (3) 前2号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、開示請求することに相当な理由があると実施機関が認める者 | 76条 | (開示請求権) 第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求 することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第127条において「 開示請求 」という。)をすることができる。 |

| | | | | | |
|-----------------|---|-----------------|--|------------------|--|
| 開示決定等の期限 | 現行条例では、請求書が提出された日から起算して15日以内に開示決定することとなっている。改正後の法では、請求があった日から30日以内に開示決定等をするとして規定。 | 19条 1項 3項 | (開示請求に対する決定等) 第19条 実施機関は、 <u>開示請求があったときは、その請求のあった日から起算して15日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内)に、その請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するか否かについて、決定しなければならない。</u> 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を請求者に通知しなければならない。 | 83条 1項 | (開示決定等の期限) 第83条 <u>開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にならなければならない。</u> ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 |
| 手数料 | 現行条例では、手数料は徴収せず、写しの交付等に係る実費負担を規定。改正後の法では、条例で定めるところにより手数料を納めなければならないと規定(ただし、国は条例で無料とすることも妨げられないとしている。) | 24条 1項 2項 | (手数料等) 第24条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る <u>手数料は、徴収しない。</u> 2 第21条に規定する <u>写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、規則で定めるところにより、当該供与に要する費用を負担</u> しなければならない。 | 89条 2項 | (手数料) 第89条 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、 <u>条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u> |
| 個人情報保護委員会による監視等 | 個人情報保護委員会は、行政機関等における個人情報等の取扱いに関し、監視する事務、苦情の申出についての必要なあっせん等の事務をつかさどる。 | 49条 | (苦情の処理) 第49条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 | 132条 1項 2号 | (所掌事務) 第132条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 (2)(中略) <u>行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人情報関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)</u> |